

制 度 名	農地農業用施設災害復旧事業	主管課名	農村計画課 防災 G		
		問合せ先	029-301-4145		
目的・趣旨	異常な天然現象（暴風、洪水、高潮、地震等）により災害を受けた農地、農業用施設（ため池、頭首工、用水路、排水路、揚水機、農道等）の復旧を行う。				
<p>[対象団体] 市町村、土地改良区等</p> <p>[気象条件の基準] <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨 量：24 時間雨量 80mm 以上あるいは 1 時間雨量 20mm 以上 ・ 洪 水：被災箇所（河川）の水位が警戒水位を超えた場合 ・ 地 震：地震については特に震度を定めていない ・ 暴 風：最大風速 15m/s 以上 ・ その他：津波、落雷、地すべり等 </p> <p>[採択要件] <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 箇所の工事費が 40 万円以上 ・ 復旧工法は原形復旧を原則 など </p> <p>[補助率] <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本補助率は、農地は 50%、農業用施設は 65% <ul style="list-style-type: none"> ※ 1 戸当たり農家負担額によっては、「暫定法」の補助率増高措置が適用される場合がある ※ 激甚災害に指定されると、「激甚法」による補助率高上げ措置が適用される場合がある </p> <p>[根拠法令] <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（通称「暫定法」） ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（通称「激甚法」） </p>					
区 分		国	県	市町村等	備考
農地		(96) 50	(-) -	(4) 50	※ () 値は激甚災害指定時の過去 5 カ年の国庫補助率の平均の場合を記載
農業用施設		(98) 65	(-) -	(2) 35	
[3 年度当初予算額]		[3 年度補助対象団体]			
37,420 千円		市町村、土地改良区等			
[備考]					